

答 申 第 19 号
平成 21 年 11 月 9 日

松阪市長 山 中 光 茂 様

松阪市個人情報保護審査会
会長 牧 戸 哲

個人情報の取扱いに関する諮問について（答申）

諮問のあった下記の事項について、別紙のとおり答申します。

記

- 1．松阪市個人情報保護条例第 7 条第 2 項第 7 号の規定により、審査会の意見を聴くこととされている事項
- 2．松阪市個人情報保護条例第 7 条第 3 項の規定により、審査会の意見を聴くこととされている事項
- 3．松阪市個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 7 号の規定により、審査会の意見を聴くこととされている事項
- 4．松阪市個人情報保護条例第 8 条第 3 項の規定により、審査会の意見を聴くこととされている事項

審査会開催日

平成 21 年 10 月 30 日 第 12 回松阪市個人情報保護審査会

答 申

| | |
|--------------------|--|
| 審 査 案 件 | <p>新型インフルエンザワクチン接種の実費負担費用軽減に係る税情報等の利用について</p> |
| 審 査 会 の 意 見 | <p>1．個人情報の本人以外からの収集の制限の適用を除外することはやむを得ないものと認める。ただし、個人情報の本人からの収集を原則とする条例の趣旨を踏まえ、本人以外から収集する個人情報の範囲やその必要性を十分に検討し、事務に必要な範囲で最小限の収集とすることが望まれる。</p> <p>2．本人以外から個人情報を収集した旨の本人への通知は要しないものと認める。</p> <p>3．個人情報の目的外利用に関する制限の原則の適用を除外することが適当であると認める。ただし、目的外利用を原則として禁止する条例の趣旨を踏まえ、その必要性や範囲を十分に検討し、必要以上の個人情報が利用されることのないよう慎重に対応するとともに、健康推進課以外への情報を与えることのないよう留意し、個人の権利利益を侵害することのないよう特段の配慮が望まれる。</p> <p>4．個人情報を目的外利用した場合の本人への通知は要しないものと認める。</p> |
| 審 査 内 容 | <p>本件は、新型インフルエンザワクチンの接種に際し、市民税非課税世帯情報及び生活保護世帯情報を利用し、低所得世帯への予防接種の実費負担の軽減により、接種しやすい環境整備を図ろうとする利用目的に、公益上の必要があると認められる。</p> <p>また、当該事務取扱いにおいて個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる。ただし、当該情報が医療機関等実施機関以外で利用されることが無いよう事業実施にあたり特段の配慮が望まれる。</p> <p>以上のことにより上記のとおり意見を取りまとめた。</p> |
| 審 査 日 | 平成21年10月30日(金) |
| 個人情報取扱事務 の 名 称 | 平成21年度新型インフルエンザワクチン接種の実費負担に係る費用軽減事業 |
| 収集・利用する 個人情報の項目 | 対象者氏名、生年月日、住所 |
| 事 務 の 目 的 | <p>国が医療機関と契約を結び新型インフルエンザワクチンを接種する事業において、優先的接種対象者等のうち低所得者の実費負担については、予防接種法の定期接種における実費負担免除の考え方に準じ、市民税非課税世帯(被保護世帯等を含む)にワクチン接種の実費負担による経済的負担を軽減し、ワクチン接種を受けやすい環境整備を図ること等を目的として、その費用を助成する。</p> |
| 所管課(室)等 | <p>保健部 健康推進課</p> <p>税務部 市民税課</p> <p>福祉部 保護課</p> |